明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（四八）　二
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（四九）　三
○特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（五〇）　六
○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五一）　七
○資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（五二）
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（五三）
○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（五四）
〔府　令〕
○前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府一一）
〔府令・省令〕
○前払式支払手段発行保証金規則及び資金移動業履行保証金規則の一部を改正する命令（内閣府・法務三）　三五
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務二三）　三四
○有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令（同二四）　三二
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同二五）　三三
○電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・経済産業二）　三三
○会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五〇）　一七六
〔告　示〕
○事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件（総務一〇二）　一七七
○情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件（同一〇三）　一八〇
○通信品質の測定条件を定める件の一部を改正する件（同一〇四）　一八一
○電気通信番号計画の一部を変更する件（同一〇五）
○有線電気通信法施行規則第八条の二第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件等を廃止する件（同一〇六）　一八六
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和元年度の財政の経営健全化が完了した団体の報告の概要を公表する件（同一〇七）
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和元年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件（同一〇八）　一八六
○令和元年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（同一〇九）　二〇四
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（同一一〇）　二三〇
○分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件（厚生労働八三）　二三三

本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第四八号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を変更等することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第四九号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（経済産業省）

1　特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）の一部の施行に伴い、特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合に期間の延長を請求する者が納付すべき手数料の額を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行することとした。

◇金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五一号）（金融庁）

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年五月一日とすることとした。